

青森県報

号外第五十号

平成三十年
五月二日
(水曜日)

目次

公 告

○ 森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

(林政課) : 一

○ 森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

(同) : 一

森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

平成三十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 一 区域及び期間

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地

(二) 期間

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第三項の規定により、森林病害虫等防除法第五条第二項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

二 森林病害虫等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はその蔓延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならぬ。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が

当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行なわないとき、行つても十分でないとき又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行なるべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

平成三十年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。
(「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成三十年五月二十八日から平成三十一年三月二十二日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状況からみて、森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一号に掲げる命令のみによつては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たつては、森林害虫防除員の指示に従わなければならぬ。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当

該措置を行つた後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があつたときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭